

発行/  
 芦屋市役所(行政経営課)  
 TEL.0797-31-2121 FAX.0797-38-2152  
 〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号  
 ホームページ  
<http://www.city.ashiya.hyogo.jp/>  
 メールアドレス  
[info@city.ashiya.hyogo.jp](mailto:info@city.ashiya.hyogo.jp)



芦屋川(粟平橋より)

## ご存知ですか？ 減免・軽減制度

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

市では、市税をはじめ国民健康保険料、介護保険料や使用料・手数料などに負担を軽減する減免制度や非課税の制度を設けています。

主に高齢者や障がいをお持ちのかたを対象にした減免制度などの概要をお知らせします。制度を受けていただくには、それぞれ申請書等を提出(提示)していただく必要がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

### 主な施設 使用料等の 減額・免除

#### 社会教育関係施設

##### 市民センター

☎34995

##### 【施設使用料の減免】

■対象 社会教育関係団体に登録している団体および市民センター指定団体

■概要 市民センター(市民会館・公民館)で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の三割を減免

■申請 使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録書または指定団体承認書を窓口へ提示

##### 【駐車場使用料】

■対象 ①身体障害者福祉法施行規則別表にある身体障害一級から四級までの身体障がいのあるかたが自ら運転する自動車  
②当該障がいの介護者が運転する自動車

■概要 駐車場使用料を全額免除

■申請 身体障害者手帳または身体障がい者であることを証する書類を提示

※開館 (平日・土曜)午前九時～午後九時 三十分  
 (日曜・祝日)午前九時～午後五時  
 ※休館 火曜日

#### 健康推進等関連施設

##### 保健センター

☎31586

##### 【使用料免除】

■対象 七十歳以上のかた、または市民税が非課税世帯のかたなど

■概要 ①保健センターで実施する市民健康診査・胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・

##### 体育館・青少年センター

☎318228

##### 【施設使用料の減免】※休館 月曜日

■対象 社会教育関係団体に登録している団体

■概要 対象団体が、社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の三割を減免

■申請 使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録書を窓口へ提示

##### 美術博物館

美術博物館 ☎5432  
 谷崎潤一郎記念館 ☎5852

##### 【観覧料半額免除】

■対象 市内在住の六十五歳以上のかた、および市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたおよび介護者一人

■概要 観覧料金の半額免除

■申請 年齢の確認できるもの(免許証等)、または当該手帳(証明できるもの等)それぞれ施設での窓口で提示

※開館時間 午前十時～午後五時



キショウブ

#### 休日応急診療所

☎212782

##### 【手数料免除】

■概要 診療報酬、および診断書・証明書発行手数料を全額免除

■要件 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた、または納付する資力がないかたと認めるとき

■申請 印鑑を持参の上、「休日応急診療所使用料免除申請書」を休日応急診療所へ提出

##### 海浜公園プール

☎28861

##### 【使用料半額減免】※休館 月曜日

■対象 ①市内在住の六十五歳以上のかた

②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた

#### その他の公共施設

##### 自転車駐車場

JR芦屋駅北 ☎312988  
 JR芦屋駅南 ☎325569  
 阪神打出駅 ☎236570  
 阪神芦屋駅南 ☎317343  
 阪急芦屋川駅北 ☎241495

■対象 ①生活保護世帯のかた②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた③学生のかた

■概要 ①②のかたは定期使用料の半額を減額③のかたは定期使用料の三割を減額します

■申請 各自転車駐車場へ

#### あしや温泉

☎320204

##### 【市民の入浴料減額】

■対象 ①六十五歳以上、十二歳以上で心身に障がいのあるかた  
②六歳以上、十二歳未満の心身に障がいのあるかた  
③六歳未満の心身に障がいのあるかた

■概要 ①三百八十円を二百六十円に減額  
②百三十円を八十円に減額  
③六十円を四十円に減額

■申請 年齢の確認できるもの(免許証等)、障害者手帳など要件を確認できるものを提示

※営業時間 午後二時～十時  
 休業日 毎週火曜日、第一・三水曜日  
 (ただし祝日の場合は営業)  
 および一月一日～三日